

# 所得税の確定申告

## 市・都民税の申告はお早めに!

問合せ 青梅税務署 ☎0428・22・3185、福生市課税課市民税係 ☎551・1511(市役所代表)

### ◆確定申告書の作成は?

ご自分で記入してください。また、国税庁のホームページで作成できます(e-Taxによる電子申告も、国税庁のホームページを参照)。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

※白黒(モノクロ)で打ち出した申告書の提出も可能。

### ◆公的年金から所得税が源泉徴収されている方

平成20年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。

また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または、市・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

### ◆収入が無かった方 → 市・都民税の申告が必要です!

どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっていても世帯を別にしていない方は、次の事項の基礎資料となるため、申告が必要です(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金も含む)。

基礎資料 国民健康保険税、老人医療受給者証、児童・生徒就学援助費、児童手当、保育料、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況等の基礎、非課税証明書等の資料となりますので必ず申告してください。

### ◆「住宅ローン控除の特別措置」について

税源移譲により所得税額が減ったため控除しきれない場合、税源移譲前に比べ負担増とならないように、一定の算式に基づき住民税(市・都民税)から控除する特例措置が設けられました。

対象者 平成11年から18年に入居された方で、所得税の住宅ローン控除の適用がある方(平成19年以後に入居の方は、この特例措置の適用は無く、所得税による控除のみとなります。)

確定申告をされる方 青梅税務署で住宅借入金等の申告書を記入し、提出してください。

確定申告をされない方 源泉徴収票・印鑑をお持ちのうえ、申告会場または市役所1階課税課窓口で住宅借入金等の申告書を記入し、提出してください。

※申告書の提出方法は、2月1日発行の「市税だより」(全戸配布)をご覧ください。

## 注意相談・受付会場が「市役所第一棟2階」に変わりました!

### ■所得税(国税)の確定申告、住民税(市・都民税)の申告の日程・会場等

相談・受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	会場
2月	① 2日(月)~6日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時			市役所第一棟2階
	② 9日(月)~13日(金)	午前9時30分~11時、午後1時~3時	◎	◎	
	③ 16日(月)~26日(木)	午前9時~11時、午後1時~3時		◎	
	④ 27日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時			
3月	⑤ 2日(月)~16日(月)	午前9時~11時、午後1時~4時			

※混雑具合によっては早めに締切ることもありますのでご了承ください。

### 注意事項

- ◆市役所へ車でお越しの方は地下駐車場へ、自転車の方は市役所東側・西側の駐輪場へ停めてください。
- ◆土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付ができません。
- ◆市民税・都民税の申告書のみ、土曜日の開庁時間内及び水曜日午後8時まで、市役所1階課税課市民税係で受け付けます(確定申告の相談・受付はできません)。
- ◆給与・年金所得の方で確定申告の方は、①・④・⑤の相談日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、②・③の税務署員・税理士の相談日に収支報告書を記入、作成のうえ、お越しください。
- ◆青梅税務署では、1月5日から所得税の還付(医療費・住宅借入金等)の確定申告の相談・受付をしています。
- ◆譲渡所得・贈与税、青色申告、複雑な相談は、青梅税務署でご相談ください。
- ◆遺族年金受給者は非課税ですが、市民税・都民税の申告をしてください。
- ◆新規の住宅借入金等の還付申告の方は、青梅税務署でご相談ください。

### ■青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	受付時間	会場
2月22日(日)	午前8時30分~11時30分、午後1時~4時	青梅税務署(河辺駅下車徒歩6分)
3月1日(日)		

### ■青梅税務署員による近隣市町村での申告受付

相談・受付日	受付時間	会場	
2月	2日(月)~4日(水)	午前9時30分~11時、午後1時~3時	羽村市役所内
	4日(水)~6日(金)	※広報ふっさ1月15日号には「午後3時30分まで」とありますが誤りです。	あきる野市中央公民館
	5日(木)・6日(金)		瑞穂町民会館

### ●にせ税理士にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成及び税務相談は、税理士法によって税理士資格のない人はできません。税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

問合せ 青梅税務署総務課 ☎0428・22・3185

### ■交通災害共済見舞金

等級	交通災害の程度	見舞金	
		Aコース(1,000円)	Bコース(500円)
1等級	死亡(交通災害を受けた日から1年以内)	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害(交通災害を受けた日から1年以内)	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上(の傷害)	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上または実治療日数30日以上(の傷害)	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上(の傷害)	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満(の傷害)	3万円	2万円

### 第4期総合計画基本構想中間答申への市民意見募集!

平成22年度から10年間の第4期総合計画策定のため、基本構想について福生市基本構想審議会にて検討審議を行っていますが、基本構想中間答申がまとまりましたので、市民の皆さんから意見を募集します。

なお、いただいたご意見及びそれに対する考え方は、市ホームページ等で公表します。

募集期間 2月1日(日)から16日(月)まで ※図書館は月曜日休館

閲覧場所 市役所1階情報コーナー、各図書館、企画調整課(市役所第一棟5階)及び市ホームページ

意見提出方法 郵送 〒197-8501 福生市本町5番地 福生市企画調整課企画調整担当あて(当日消印有効)

ホームページ トップページの意見募集から件名に「基本構想中間答申意見」と明記して送信

※持参される場合は企画調整課企画調整担当(市役所第一棟5階)まで(日曜・祝日を除く)。いずれの場合も住所、氏名(事業所名及び団体名)を記載してください。

問合せ 企画調整課企画調整担当 ☎551・1528

※パンフレットやホームページ等で変更点を確認の

問合せ 収納課 ☎551・1578

東京都の全市町村が共同で運営する「ちよこつと共済」は、皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった時に見舞金を受けられる助け合いの制度です(左表参照)。

共済期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日(ただし、年度途中の加入の場合には、加入日の翌日から平成22年3月31日まで)。

加入申込書 パンフレット 2月1日(日)から各家庭に配布

2月の納税 2月は固定資産税・都市計画税(第4期)、国民健康保険税(第8期)、介護保険料(第8期)、後期高齢者医療保険料(第8期)の納期です。

納税は『期限内に!』が合言葉 納め忘れも防げて安心 口座振替のご利用を!

市役所は毎週土曜日を閉庁しています。(午前8時30分~午後5時15分 ※正午~午後1時は除く) 毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を延長しています。